

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 質屋営業法
根 拠 条 項： 第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要： 許可証の書換え
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 質屋営業法 第4条第2項（業務内容の変更の届出） ○ 質屋営業法施行規則 第1条（申請及び届出の一般的手続） 第12条（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先： 同 上
備 考：